

墨田区特別保育の利用に関する条例

平成15年9月30日

条例第35号

改正 平成18年3月30日条例第23号

平成21年3月30日条例第17号

平成24年3月29日条例第24号

平成27年3月17日条例第24号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所(以下「保育所」という。)において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(平27条24・一部改正)

(特別保育)

第2条 区長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定により行う保育(以下この条において「通常保育」という。)以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める保育所において次に掲げる特別保育を行う。

(1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の規定により認定された保育必要量(以下この号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。)が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である児童に限る。)について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。

(2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童(認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である児

童に限る。)について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。

(3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。

(4) 休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に行う保育をいう。

(5) 年末保育 年末に行う保育をいう。

(6) 一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。

(7) 緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。

(平21条17・平27条24・一部改正)

(特別保育の利用の承認)

第3条 特別保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申込書を提出し、その利用の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区保育所条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する保育所における一時延長保育又は一時保育(以下「一時延長保育等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該保育所の指定管理者に申込書を提出し、その利用の承認を受けなければならない。

(平21条17・平27条24・一部改正)

(費用の徴収)

第4条 区長は、前条第1項の規定による申込みに対し、特別保育(標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を除く。)の利用を承認したとき、又は延長保育を行ったときは、当該特別保育に係る児童の扶養義務者から、特別保育に係る費用を徴収する。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申込みに対し、一時延長保育等の利用を

承認したときは、当該一時延長保育等に係る児童の扶養義務者から、当該一時延長保育等に係る費用を徴収する。

(平21条17・平27条24・一部改正)

(特別保育料等の額)

第5条 前条第1項の規定により区長が徴収する費用(以下「特別保育料」という。)の額は、次に掲げる特別保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 標準時間保育延長保育 別表第1に定める額

(2) 短時間保育延長保育 別表第2に定める額

(3) 前2号に掲げる特別保育以外の特別保育 別表第3に定める額

2 前条第2項の規定により指定管理者が徴収する費用(以下「利用料金」という。)の額は、別表第3(一時延長保育の項及び一時保育の項に限る。)に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

(平18条23・平21条17・平27条24・一部改正)

(特別保育料等の額の通知)

第6条 区長は、前条第1項の規定により特別保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第1項の扶養義務者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の規定により利用料金の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、第4条第2項の扶養義務者に通知するものとする。

(平21条17・平27条24・一部改正)

(特別保育料等の納付)

第7条 前条第1項の扶養義務者は、前条の規定による通知を受けたときは、指定された納期限までに、区長に特別保育料を納付しなければならない。

2 前条第2項の扶養義務者は、同項の規定による通知を受けたときは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

(平21条17・一部改正)

(特別保育料等の減免)

第8条 区長は、特別の事情があると認めるときは、特別保育料の額を減額し、又は

免除することができる。

- 2 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

(平21条17・一部改正)

(特別保育料等の返還)

- 第9条 既に納めた特別保育料又は利用料金は、返還しない。ただし、区長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(平21条17・一部改正)

(督促及び滞納処分)

- 第10条 区長は、第4条第1項の扶養義務者が第5条第1項及び第8条第1項の規定による特別保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(平18条23・追加、平21条17・平27条24・一部改正)

(委任)

- 第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平18条23・旧第10条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第2条(第1号に係る部分に限る。)、第4条(延長保育に係る部分に限る。)、次項から付則第4項まで及び別表(1 延長保育の部に係る部分に限る。)の規定は平成16年4月1日から、第2条(第2号及び第4号に係る部分に限る。)及び別表(2 休日保育の部及び4 一時保育の部に係る部分に限る。)の規定は同年6月1日から施行す

る。

(経過措置)

- 2 平成16年4月1日前に、付則第4項の規定による改正前の墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の規定によりなされた延長保育の実施に係る手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(墨田区保育所条例の一部改正)

- 3 墨田区保育所条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部改正)

- 4 墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則 (平成18年3月30日条例第23号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

ただし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の墨田区特別保育の実施に関する条例第4条の規定による実施の決定が行われた一時保育については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年3月29日条例第24号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表(1延長保育の部に係る部分に限る。)の規定は、平成24年4月分以後の特別保育料から適用し、同年3月分以前の特別保育料については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年3月17日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度から平成29年度までの間における標準時間保育延長保育に係る特別保育料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、同表に掲げる額を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する。

(1) 平成27年度

階層区分		月額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層		0円	0円	0円
B階層		200円	200円	200円
C階層		800円	800円	800円
D階層	第1階層	800円	800円	800円
	第2階層			
	第3階層	1,100円	1,100円	1,100円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	1,700円	1,500円	1,500円
	第7階層	2,100円		
	第8階層	2,300円		
	第9階層	2,500円	1,700円	1,700円
	第10階層	2,700円	1,900円	1,800円
	第11階層	2,900円	2,000円	
	第12階層	3,100円	2,100円	
	第13階層	3,300円	2,200円	
	第14階層	3,400円	2,300円	

第15階層	3,600円	2,400円	
第16階層	3,800円	2,500円	2,100円
第17階層	4,000円		
第18階層	4,100円		
第19階層	4,300円		
第20階層	4,700円	2,600円	2,200円
第21階層	5,200円		
第22階層	5,700円		
第23階層	6,100円		

(2) 平成28年度

階層区分		月額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層		0円	0円	0円
B階層		200円	200円	200円
C階層		800円	800円	800円
D階層	第1階層	800円	800円	800円
	第2階層			
	第3階層	1,200円	1,200円	1,200円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	1,800円	1,600円	1,600円
	第7階層			
	第8階層	2,400円		
	第9階層	2,600円	1,800円	1,800円
	第10階層	2,800円	2,000円	1,900円
	第11階層	3,100円	2,200円	2,100円

第12階層	3,300円	2,300円	
第13階層	3,500円	2,400円	
第14階層	3,700円	2,500円	
第15階層	3,900円	2,600円	
第16階層	4,100円	2,700円	2,200円
第17階層	4,300円		
第18階層	4,400円		
第19階層	4,600円		
第20階層	5,000円	2,800円	2,300円
第21階層	5,600円		
第22階層	6,100円		
第23階層	6,500円		

(3) 平成29年度

階層区分		月額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層		0円	0円	0円
B階層		200円	200円	200円
C階層		900円	900円	900円
D階層	第1階層	900円	900円	900円
	第2階層			
	第3階層	1,200円	1,200円	1,200円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	1,900円	1,800円	1,700円
	第7階層	2,300円		
	第8階層	2,600円		

第9階層	2,800円	1,900円	1,900円
第10階層	3,000円	2,100円	2,000円
第11階層	3,200円	2,300円	2,300円
第12階層	3,500円	2,400円	
第13階層	3,700円	2,600円	
第14階層	3,900円	2,700円	
第15階層	4,100円	2,800円	
第16階層	4,400円	2,900円	
第17階層	4,500円		
第18階層	4,700円		
第19階層	4,800円		
第20階層	5,300円	3,000円	2,500円
第21階層	5,900円		
第22階層	6,500円		
第23階層	6,900円		

3 平成27年度における短時間保育延長保育に係る特別保育料は、この条例による改正後の第4条第1項及び別表第2の規定にかかわらず、徴収しない。

(墨田区保育所条例の一部改正)

4 墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1 標準時間保育延長保育料

(平27条24・追加)

階層区分	月額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	0円	0円	0円
B階層	200円	200円	200円

C階層		1,000円	1,000円	1,000円
D階層	第1階層	1,000円	1,000円	1,000円
	第2階層			
	第3階層	1,300円	1,300円	1,300円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	2,000円	1,900円	1,800円
	第7階層	2,400円		
	第8階層	2,700円		
	第9階層	3,000円	2,000円	2,000円
	第10階層	3,200円	2,300円	2,200円
	第11階層	3,400円	2,400円	2,400円
	第12階層	3,700円	2,600円	
	第13階層	4,000円	2,700円	
	第14階層	4,100円	2,800円	
	第15階層	4,300円	3,000円	
	第16階層	4,600円	3,100円	2,500円
	第17階層	4,800円		
	第18階層	5,000円		
	第19階層	5,100円		
	第20階層	5,600円	3,200円	2,600円
	第21階層	6,300円		
	第22階層	6,900円		
	第23階層	7,300円		

備考

- 1 この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢に

よるものとする。

- 2 この表における階層区分は、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例(平成27年墨田区条例第23号)別表第2に規定する階層区分の例による。
- 3 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、D階層第23階層に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4 この表における月額は、1日につき1時間を超えない範囲内で標準時間保育延長保育を利用する場合の額とし、1日につき1時間を超えて標準時間保育延長保育を利用する場合にあっては、当該月額の額に1日当たりの標準時間保育延長保育を利用する時間を乗じて得た額を月額とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、世帯の階層区分がB階層に該当する規則で定める世帯に属する児童に係る特別保育料の額は無料とし、規則で定める児童に係る特別保育料の額は同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 短時間保育延長保育料

(平27条24・追加)

階層区分		月額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層		0円	0円	0円
B階層		100円	100円	100円
C階層		400円	400円	400円
D階層	第1階層	400円	400円	400円
	第2階層			
	第3階層	550円	550円	550円
	第4階層			
	第5階層			
	第6階層	850円	750円	750円
	第7階層	1,050円		

第8階層	1,150円		
第9階層	1,250円	850円	850円
第10階層	1,350円	950円	900円
第11階層	1,450円	1,000円	1,000円
第12階層	1,550円	1,050円	
第13階層	1,650円	1,100円	
第14階層	1,700円	1,150円	
第15階層	1,800円	1,200円	
第16階層	1,900円	1,250円	1,050円
第17階層	2,000円		
第18階層	2,050円		
第19階層	2,150円		
第20階層	2,350円	1,300円	1,100円
第21階層	2,600円		
第22階層	2,850円		
第23階層	3,050円		

備考 この表の適用については、別表第1備考の規定を準用する。この場合において、同表備考4中「1時間」とあるのは「30分」と、「標準時間保育延長保育」とあるのは「短時間保育延長保育」と読み替えるものとする。

別表第3 その他の特別保育料

(平27条24・追加)

特別保育の種類	区分	特別保育料の額
一時延長保育	3歳未満児	1時間につき 600円
	3歳以上児	1時間につき 400円
休日保育		1日につき 2,500円
年末保育		1日につき 2,500円

一時保育	1日の利用時間が5時間以内の場合	1日につき 2,000円
	1日の利用時間が5時間を超える場合	1日につき 3,000円
緊急一時保育	3歳未満児	1日につき 1,280円
	3歳以上児	1日につき 520円

備考 この表の適用に係る児童の年齢は、年度の初日の前日における児童の年齢によるものとする。

墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則

平成15年10月31日

規則第69号

改正 平成15年11月28日規則第71号

平成18年3月31日規則第50号

平成19年3月30日規則第33号

平成19年9月28日規則第77号

平成20年3月31日規則第34号

平成20年8月11日規則第72号

平成21年3月31日規則第26号

平成21年11月25日規則第63号

平成22年3月31日規則第14号

平成23年2月14日規則第5号

平成24年3月30日規則第18号

平成25年3月28日規則第8号

平成25年8月22日規則第50号

平成26年3月31日規則第8号

平成27年5月27日規則第62号

(題名改称)

平成27年12月28日規則第110号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平27規62・一部改正)

(委任)

第2条 条例に定める事務（条例第10条に規定する事務を除く。）に関する区長の権限は、墨田区福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。

(平27規62・一部改正)

(特別保育を行う保育所及び保育時間等)

第3条 特別保育を行う墨田区保育所並びに特別保育の保育時間及び定員は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第5号に掲げる年末保育は、12月29日及び同月30日に実施する。

(平21規26・平27規62・一部改正)

(特別保育の利用基準)

第4条 条例第2条第1号に掲げる標準時間保育延長保育は、同号に規定する児童(標準時間保育延長保育を行う墨田区保育所において通常保育を利用している児童に限る。)について、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、午後6時15分を超えて保育する必要があると認められるときに利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、0歳児については、満1歳に達する日の属する月(当該月の末日に満1歳に達する児童にあっては、その翌月)の初日以後でなければ、標準時間保育延長保育を利用することができない。

3 条例第2条第2号に掲げる短時間保育延長保育は、同号に規定する児童について、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、保育する必要があると認められるときに利用することができる。

4 条例第2条第3号に掲げる一時延長保育は、同号に規定する児童のうち、次の各号に掲げる児童について、保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、一時的に当該各号に定める保育をする必要があると認められるときに利用することができる。

(1) 条例第2条第1号に規定する児童 午後6時15分(当該児童が標準時間保育延長保育を利用している場合にあつては、午後7時15分)を超えて行う保育

(2) 条例第2条第2号に規定する児童 午前9時(当該児童が午前9時より前に短時間保育延長保育を利用している場合にあつては、当該短時間保育延長保育の開始時間)より前に、又は午後5時(当該児童が午後5時以降に短時間保育延長保育を利用している場合にあつては、当該短時間保育延長保育の終了時間)を

超えて行う保育

- 5 条例第2条第4号に掲げる休日保育は、区内に住所を有する児童（通常保育を利用する児童以外の児童のうち、集団保育が可能なものに限る。以下「区内居住児童」という。）であって、生後6月から就学前までのものについて、同号に規定する休日に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。
 - (1) 居宅外において労働をしているとき。
 - (2) 居宅内における日常の家事以外の労働により、当該児童を保育することができないとき。
 - (3) その他区長が特に認める状態にあるとき。
- 6 条例第2条第5号に掲げる年末保育は、区内居住児童であって、生後6月から就学前までのものについて、前条第2項に定める日に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。
 - (1) 居宅外において労働をしているとき。
 - (2) 居宅内における日常の家事以外の労働により、当該児童を保育することができないとき。
 - (3) その他区長が特に認める状態にあるとき。
- 7 条例第2条第6号に掲げる一時保育は、区内居住児童であって生後6月から就学前（墨田区横川さくら保育園については、一時保育を利用しようとする日以後の最初の3月31日において満4歳未満）までのものについて、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、一時的に当該児童を保育する必要があると認められるときに利用することができる。ただし、同一の児童に対し、同一の保育所において、同一月に4日を超えて一時保育を利用することはできない。
 - (1) 冠婚葬祭等へ出席し、又はボランティア活動、地域活動等へ参加するとき。
 - (2) 育児に伴う心理的又は肉体的な負担を軽減する必要があるとき。
 - (3) その他区長が特に認める状態にあるとき。
- 8 条例第2条第7号に掲げる緊急一時保育は、区内居住児童であって生後6月から

就学前までのものについて、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、緊急に当該児童を保育する必要があると認められるときに利用することができる。

- (1) 死亡し、又は失踪したとき。
- (2) 出産するとき、又は病気であるとき。
- (3) その他区長が特に認める状態にあるとき。

(平 1 9 規 3 3 ・ 平 2 0 規 7 2 ・ 平 2 1 規 2 6 ・ 平 2 4 規 1 8 ・ 平 2 7 規 6
2 ・ 平 2 7 規 1 1 0 ・ 一部改正)

(特別保育の利用の申込み)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項に規定する申込書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、当該申込書には、必要に応じて、福祉事務所長が別に定める書類を添付するものとする。

- (1) 標準時間保育延長保育 標準時間保育延長保育利用申込書 (第 1 号様式)
- (2) 短時間保育延長保育 短時間保育延長保育利用申込書 (第 2 号様式)
- (3) 一時延長保育 一時延長保育利用申込書 (第 3 号様式)
- (4) 休日保育 休日保育利用申込書 (第 4 号様式)
- (5) 年末保育 年末保育利用申込書 (第 5 号様式)
- (6) 一時保育 一時保育利用申込書 (第 6 号様式)
- (7) 緊急一時保育 緊急一時保育利用申込書 (第 7 号様式)

2 前項第 2 号から第 6 号までの申込書の提出期限 (一時保育にあっては、提出期間) は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、福祉事務所長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 一時延長保育 一時延長保育を利用しようとする日
- (2) 休日保育 休日保育を利用しようとする日の属する月の前月 2 0 日
- (3) 年末保育 年末保育を利用しようとする日の 2 0 日前
- (4) 一時保育 一時保育を利用しようとする日の 1 0 日前から 3 日前までの間
- (5) 緊急一時保育 緊急一時保育を利用しようとする日の前日

3 条例第 3 条第 2 項に規定する申込書には、必要に応じて、指定管理者が別に定め

る書類を添付しなければならない。

4 前項の申込書の提出期限（一時保育にあっては、提出期間）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（１） 一時延長保育 一時延長保育を利用しようとする日

（２） 一時保育 一時保育を利用しようとする日（以下この号において「利用日」という。）の２週間前の水曜日から利用日の３日前までの間

（平２１規２６・平２７規６２・一部改正）

（特別保育の利用の申込みの取下げ）

第６条 保護者は、条例第３条第１項の規定による申込みを取り下げようとするときは、同項の申込書を提出してから次条第１項又は第２項の規定により特別保育の利用の可否が決定されるまでの間に、特別保育の利用申込取下届（第８号様式）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 保護者は、条例第３条第２項の規定による申込みを取り下げようとするときは、同項の申込書を提出してから次条第７項又は第８項の規定により一時延長保育又は一時保育の利用の可否が決定されるまでの間に、所定の取下届を指定管理者に提出しなければならない。

（平２１規２６・平２４規１８・平２７規６２・一部改正）

（特別保育の利用の決定）

第７条 福祉事務所長は、第５条第１項各号の申込書の提出があったときは、第４条に規定する利用基準に基づき、特別保育の利用の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、定員を超える申込みがあったときは、標準時間保育延長保育、短時間保育延長保育、休日保育及び年末保育については保護者の就労状況等を総合的に勘案し、一時延長保育、一時保育及び緊急一時保育については申込みの先後により、その利用の可否を決定するものとする。ただし、一時延長保育、一時保育及び緊急一時保育については、当該特別保育の利用の必要性等を勘案し、申込みの先後によらないで、その利用の可否を決定することができる。

- 3 福祉事務所長は、特別保育の利用の可否に当たり、当該特別保育を利用させることとなる墨田区保育所の長の意見を聴くことができる。
- 4 福祉事務所長は、第1項の規定により特別保育の利用を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者及び当該特別保育を行う墨田区保育所の長に通知するものとする。
 - (1) 標準時間保育延長保育 標準時間保育延長保育利用承認通知書(第9号様式)
 - (2) 短時間保育延長保育 短時間保育延長保育利用承認通知書(第10号様式)
 - (3) 一時延長保育 一時延長保育利用承認通知書(第11号様式)
 - (4) 休日保育 休日保育利用承認通知書(第12号様式)
 - (5) 年末保育 年末保育利用承認通知書(第13号様式)
 - (6) 一時保育 一時保育利用承認通知書(第14号様式)
 - (7) 緊急一時保育 緊急一時保育利用承認通知書(第15号様式)
- 5 福祉事務所長は、第1項の規定により特別保育を行わないことを決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者に通知するものとする。
 - (1) 標準時間保育延長保育 標準時間保育延長保育利用不承認通知書(第16号様式)
 - (2) 短時間保育延長保育 短時間保育延長保育利用不承認通知書(第17号様式)
 - (3) 一時延長保育 一時延長保育利用不承認通知書(第18号様式)
 - (4) 休日保育 休日保育利用不承認通知書(第19号様式)
 - (5) 年末保育 年末保育利用不承認通知書(第20号様式)
 - (6) 一時保育 一時保育利用不承認通知書(第21号様式)
 - (7) 緊急一時保育 緊急一時保育利用不承認通知書(第22号様式)
- 6 前項の場合(標準時間保育延長保育に係るものに限る。)において、当該決定の理由が、欠員がない等によるものであるときは、引き続き当該標準時間保育延長保

育の利用の申込みをした日以後の最初の11月30日まで標準時間保育延長保育の利用の申込みがなされているものとみなす。この場合における標準時間保育延長保育の利用の可否の決定については、第1項から第4項までの規定を準用する。

7 指定管理者は、第5条第3項の申込書の提出があったときは、申込みの先後により一時延長保育又は一時保育の利用の可否を決定するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、一時延長保育又は一時保育の利用の必要性等を勘案し、特に必要があると認めるときは、申込みの先後によらないで、その利用の可否を決定することができる。

9 指定管理者は、前2項の規定により一時延長保育又は一時保育の利用の可否を決定したときは、所定の通知書により保護者に通知するものとする。ただし、一時延長保育について、これにより難い事情がある場合は、当該指定管理者が別に定める方式によることができる。

(平21規26・平24規18・平27規62・一部改正)

(標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育の利用期間等)

第8条 標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育の利用開始日及び利用期間は、保護者の希望を考慮し、福祉事務所長が定める。

(平27規62・全部改正)

(特別保育の利用の停止)

第9条 第7条第1項の規定により特別保育(一時延長保育及び一時保育を除く。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の利用の決定を受けた児童について、次のいずれかの事由により一時的に特別保育を利用する必要がなくなったときは、福祉事務所長は、保護者からの申出により、特別保育の利用を停止することができる。

(1) 疾病により、入院又は居宅における療養を要することとなったとき。

(2) 保護者の疾病等により、一時的に保護者以外の者の下で生活することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が特に認めたとき。

2 前項の申出は、特別保育の利用停止申出書（第23号様式）により行うものとする。

3 福祉事務所長は、前項の申出に対し、特別保育の利用の停止の可否を決定したときは、特別保育の利用停止承認・不承認通知書（第24号様式）により保護者及び当該特別保育を行う墨田区保育所の長に通知するものとする。

（平21規26・平24規18・平27規62・一部改正）

（特別保育の利用の解除）

第10条 第7条第1項の規定により特別保育の利用の決定を受けた児童について、次のいずれかの事由が生じたときは、福祉事務所長は、特別保育の利用を解除することができる。

（1）第4条第1項、第5項、第6項及び第8項に規定する利用基準に該当しなくなったとき。

（2）保護者から特別保育の利用の解除の申出があったとき。

（3）特別保育の利用を継続することが困難であると福祉事務所長が認めたとき。

2 前項第2号の申出は、特別保育の利用解除申出書（第25号様式）により行うものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により特別保育の利用を解除するときは、特別保育の利用解除通知書（第26号様式）により保護者及び当該特別保育を行う墨田区保育所の長に通知するものとする。

（平21規26・平27規62・一部改正）

（保育所長の届出）

第11条 特別保育を行う墨田区保育所の長は、特別保育の利用を停止し、又は解除する必要があると認めたときは、必要な意見を付して、速やかにその旨を福祉事務所長に届け出るものとする。

（平21規26・平24規18・平27規62・一部改正）

（特別保育料等の額の特例）

第12条 条例別表第1備考5（条例別表第2備考において準用する場合を含む。次

項において同じ。)に規定する規則で定める世帯は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。次項において「政令」という。)第4条第4項に規定する要保護者等に該当する者がいる世帯とする。

2 条例別表第1備考5に規定する規則で定める児童及び当該児童に係る特別保育料等の額は、次のとおりとする。

(1) 政令第4条第4項に規定する要保護者等に該当する者がいる条例別表第1又は別表第2のC階層又はD階層第1階層から第5階層までに該当する世帯に属する児童 当該階層区分より1階層低位の階層区分に規定する額

(2) 政令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子どもに該当する児童 0円

(3) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。次号において「府令」という。)第56条第1号に掲げる事由に該当する世帯に属する児童 0円

(4) 府令第56条第2号から第4号までに掲げる事由に該当する世帯に属する児童 条例別表第1又は別表第2の階層区分より1階層低位の階層区分に規定する額

3 前項第4号に該当する場合における特別保育料等の額の適用については、3月を限度とする。

(平27規62・追加、平27規110・一部改正)

(特別保育料等の額の通知)

第13条 条例第6条第1項の規定による通知は、特別保育料決定・変更通知書(第27号様式)により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、所定の通知書により行うものとする。

(平21規26・一部改正、平27規62・旧第12条繰下・一部改正)

(特別保育料等の減免)

第14条 条例第8条第1項又は第2項の規定により特別保育料又は利用料金を減額し、又は免除する場合及びその割合は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第 8 条第 1 項の規定による特別保育料の減額又は免除を受けようとする扶養義務者(条例第 4 条第 1 項に規定する扶養義務者をいう。次項において同じ。)は、特別保育料減免申請書 (第 2 8 号様式) に福祉事務所長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、第 1 項の規定による基準に基づき、特別保育料の減額又は免除の適否を決定し、特別保育料減免承認・不承認通知書 (第 2 9 号様式) により扶養義務者に通知するものとする。
- 4 条例第 8 条第 2 項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする扶養義務者 (条例第 4 条第 2 項に規定する扶養義務者をいう。次項において同じ。) は、所定の申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて提出するものとする。
- 5 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、第 1 項の規定による基準に基づき、利用料金の減額又は免除の適否を決定し、所定の通知書により扶養義務者に通知するものとする。

(平 2 1 規 2 6 ・ 平 2 4 規 1 8 ・ 一部改正、平 2 7 規 6 2 ・ 旧第 1 3 条 繰下 ・ 一部改正)

(督促)

第 1 5 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による督促は、督促状 (第 3 0 号様式) により行う。

- 2 督促状には、その発行日から 3 0 日以内において納付すべき期限を指定するものとする。

(平 1 8 規 5 0 ・ 追加、平 2 4 規 1 8 ・ 一部改正、平 2 7 規 6 2 ・ 旧第 1 4 条 繰下 ・ 一部改正)

(滞納処分職員)

第 1 6 条 条例第 1 0 条第 2 項の規定による滞納処分に関する事務は、区長が任命する職員 (次項において「滞納処分職員」という。) が行う。

- 2 滞納処分職員は、滞納処分のため財産の差押えを行う場合又は財産の差押えに関する調査のため質問若しくは検査を行う場合には、滞納処分職員証 (第 3 1 号様式)

を携行しなければならない。

(平20規72・追加、平27規62・旧第15条繰下・一部改正)

(様式の特例)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な様式は、指定管理者が福祉事務所長の承認を得て定める。

(平21規26・追加)

(補則)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(平18規50・旧第14条繰下、平19規77・旧第15条繰下、平20規72・旧第16条繰下、平21規26・旧第17条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は公布の日から、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項(第1号に係る部分に限る。)、第7条第2項(延長保育に係る部分に限る。)、第4項(第1号に係る部分に限る。)、第5項(第1号に係る部分に限る。))及び第6項、第8条、第13条第2項ただし書、次項、付則第3項、別表第1(延長保育の項に係る部分に限る。)、第1号様式、第7号様式並びに第12号様式の規定は平成16年4月1日から、第4条第4項及び第6項、第5条第1項(第2号及び第4号に係る部分に限る。))及び第2項(第1号及び第3号に係る部分に限る。)、第7条第2項(休日保育及び一時保育に係る部分に限る。)、第4項(第2号及び第4号に係る部分に限る。))及び第5項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)、別表第1(休日保育及び一時保育の項に係る部分に限る。)、第2号様式、第4号様式、第8号様式、第10号様式、第13号様式並びに第15号様式の規定は平成16年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日前に、墨田区保育の実施、費用徴収等に関する規則の規定に

よりなされた延長保育の実施に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(墨田区保育の実施、費用徴収等に関する規則の一部改正)

- 3 墨田区保育の実施、費用徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(準備行為)

- 4 緊急一時保育の実施に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。
- 5 休日保育及び一時保育の実施に関し必要な手続は、平成16年6月1日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成15年11月28日規則第71号) 抄

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

- ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項、別表第1(一時保育に係る部分に限る。)及び第4号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の墨田区特別保育の実施に関する条例施行規則の規定によりなされた延長保育の実施に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 この規則の実施に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても、この規

則の規定の例により行うことができる。

付 則（平成19年9月28日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第24号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に、改正前の墨田区特別保育の実施に関する条例施行規則の規定によりなされた延長保育の実施に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 この規則の実施に関し必要な手続は、この規則の施行の前日においても、この規則の規定の例により行うことができる。

付 則（平成20年8月11日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、平成20年4月1日以後に実施した特別保育に係る特別保育料から適用する。

付 則（平成21年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条及び付則第3項の規定 平成21年4月1日

（2） 第2条の規定 平成21年6月1日

（3） 次項の規定 公布の日

- 2 第1条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の延長保育（墨田区きんし保育園における2時間延長保育に限る。）、一時延長保育及び緊急一時保育（入園募集人数外に係るものに限る。）の実施に関し必要な手続は、

施行日前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区押上保育園における一時保育の実施に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成21年11月25日規則第63号）

この規則は、平成21年12月1日から施行し、この規則による改正後の別表第1（延長保育の項に係る部分に限る。）の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則（平成22年3月31日規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月14日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年8月22日規則第50号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年5月27日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成27年度から平成29年度までの間における第12条の規定における条例別表第1に規定する特別保育料の額については、条例付則第2項の規定により読み替えて適用される特別保育料の額とする。

（墨田区保育所条例施行規則の一部改正）

- 3 墨田区保育所条例施行規則（平成元年墨田区規則第23号）の一部を次のように

改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 110 号）

この規則中第 4 号様式から第 8 号様式まで、第 23 号様式、第 25 号様式及び第 28 号様式の改正規定は平成 28 年 1 月 1 日から、その他の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

（平 22 規 14・全部改正、平 23 規 5・平 24 規 18・平 25 規 8・平 25 規 50・平 26 規 8・平 27 規 62・平 27 規 110・一部改正）

特別保育の種類		特別保育を行う保育所	保育時間	定員
標準時間 保育延長 保育	1 時間延 長	墨田区江東橋保育園	午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分まで	30 人（うち 5 人は、墨田区江東橋保育園分園に通園していた 4 歳児に限る。）
		墨田区江東橋保育園分園		5 人
		墨田区横川橋保育園		30 人
		墨田区花園保育園		25 人
		墨田区たちばな保育園		25 人
		墨田区東駒形保育園		25 人
		墨田区亀沢保育園		30 人
		墨田区東あずま保育園		25 人
		墨田区おむらい保育園		25 人
		墨田区太平保育園		30 人
		墨田区梅若保育園		30 人
		墨田区立川保育園		25 人
		墨田区長浦保育園		25 人

2 時間延長	墨田区ひきふね保育園	午後 6 時 1 5 分から午後 8 時 1 5 分まで	3 0 人
	墨田区横川さくら保育園		2 0 人
	墨田区横川さくら保育園分園		3 0 人
3 時間延長	墨田区きんし保育園	午後 6 時 1 5 分から午後 9 時 1 5 分まで	3 0 人(ただし、午後 8 時 1 5 分から午後 9 時 1 5 分までの時間については、1 0 人)
4 時間延長	墨田区押上保育園	午後 6 時 1 5 分から午後 1 0 時 1 5 分まで	3 0 人(ただし、午後 8 時 1 5 分から午後 1 0 時 1 5 分までの時間については、1 0 人)
	墨田区あおやぎ保育園		
短時間保育延長保育	墨田区保育所条例(昭和 3 6 年墨田区条例第 4 号)別表に規定する保育所	午前 7 時 3 0 分から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで	それぞれの保育所における通常保育の定員数
一時延長保育	条例第 2 条第 1 号に規定する児童が利用するもの	午後 6 時 1 5 分から午後 7 時 1 5 分まで	それぞれの保育所における標準時間保育延長保育の定員数から、その日に実際に標準時間保育延長保育を利用する人数を差し引いた人数
	墨田区江東橋保育園		
	墨田区江東橋保育園分園		
	墨田区横川橋保育園		
	墨田区花園保育園		
	墨田区たちばな保育園		
	墨田区東駒形保育園		
墨田区亀沢保育園			

	墨田区東あずま保育園 墨田区おむらい保育園 墨田区太平保育園 墨田区梅若保育園 墨田区立川保育園 墨田区長浦保育園 墨田区押上保育園 墨田区あおやぎ保育園 墨田区ひきふね保育園 墨田区きんし保育園 墨田区横川さくら保育園 墨田区横川さくら保育園分園	午後 6 時 1 5 分 から午後 8 時 1 5 分 まで	
条例第 2 条第 2 号に規定する児童が利用するもの	墨田区保育所条例別表に規定する保育所	午前 7 時 3 0 分 から午前 9 時まで 及び午後 5 時から 午後 6 時まで	それぞれの保育所 における通常保育の 定員数
休日保育	墨田区あおやぎ保育園	午前 7 時 1 5 分 から午後 6 時 1 5 分 まで	2 0 人
年末保育	墨田区あおやぎ保育園 墨田区押上保育園 墨田区ひきふね保育園	午前 7 時 1 5 分 から午後 6 時 1 5 分 まで	3 0 人
一時保育	墨田区押上保育園	午前 7 時 1 5 分 から午後 6 時 1 5 分 まで	4 人

		墨田区あおやぎ保育園	ら午後6時15分	6人	
		墨田区横川さくら保育園	まで	4人	
緊急一時 保育	入園募集 人数内	墨田区保育所条例別表 に規定する保育所	午前7時15分か ら午後6時15分 まで	それぞれの保育所 における通常保育に係 る翌月の入園募集人 数（当該児童の年齢 に係るものに限る。）	
		入園募集 人数外			墨田区江東橋保育園
	墨田区中川保育園				
	墨田区花園保育園				
	墨田区文花保育園				
	墨田区亀沢保育園				
	墨田区東あずま保育園				
	墨田区太平保育園				
	墨田区梅若保育園				
	墨田区横川さくら保 育園	4人			

備考 年末保育については、墨田区あおやぎ保育園、墨田区押上保育園及び墨田区ひきふね保育園のほか、区長が別に定める墨田区保育所において行うことができる。この場合において、その保育時間及び定員は、年末保育の項に定めるとおりとする。

別表第2

(平20規72・平21規26・平24規18・平27規62・一部改正)

減額又は免除の要件	減免割合
<u>保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住</u>	全額免除

<p><u>帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この表において「生活保護等」という。）を受けているとき。</u></p>	
<p><u>児童が属する世帯を構成する者全員について、当該年度分（4月から8月までの間に申込みを行う場合にあっては、前年度分。以下同じ。）の特別区民税又は市町村民税が非課税であるとき。</u></p>	全額免除
<p><u>児童が属する世帯に、当該年度分の特別区民税又は市町村民税の所得割を課されている者がいないとき（保護者が生活保護等を受けているとき、及び当該世帯を構成する者全員について、当該年度分の特別区民税又は市町村民税が非課税であるときを除く。）。</u></p>	2分の1減額
<p><u>その他区長又は指定管理者が特別の事情があると認めるとき。</u></p>	全額免除

備考

- 1 減額又は免除の要件については、特別保育の利用の申込みをした日における状況により判定するものとする。
- 2 この表における税額の算出に当たっては、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）別表第1備考2ただし書の規定を準用する。

第1号様式

標準時間保育延長保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり標準時間保育延長保育の利用を申し込みます。

申 請 者 〔 保 護 者 〕	住 所			
	氏 名		電 話	()
	職 業			
児 童 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	希 望 期 間	
		年 月 日 (歳)	年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日 (歳)	年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日 (歳)	年 月 日から 年 月 日まで	
午後6時15分から午後7時15分までの現在の保育状況		誰 が	ど こ で	費 用 は
〔ひきふね保育園、横川さくら保育園又は横川さくら保育園分園にあっては午後8時15分までの間、きんし保育園にあっては午後9時15分までの間、押上保育園又はあおやぎ保育園にあっては午後10時15分までの間で必要とする時間における現在の保育状況を記入してください。〕				
標準時間保育延長保育の利用を希望する理由			
〔外勤の場合は、勤務先から保育所までの所要時間及び経路を必ず記入してください。〕				
同時に2人以上の児童の標準時間保育延長保育の利用を希望する場合		<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が同時に標準時間保育延長保育を利用することができるまで待つ。 <input type="checkbox"/> 1人だけでも標準時間保育延長保育を利用したい。		
〔該当するものにレを付けてください。〕				

「保育施設の利用」の申込みの際に提出した書類を、この申込みに関して墨田区福祉事務所で使用することに同意します。

〔申請者〕 住 所 _____
氏 名 _____

(A4)

第3号様式

一時延長保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり一時延長保育の利用を申し込みます。

申 請 者 〔保 護 者〕	住 所.....		
	氏 名.....		
	電 話.....		
児 童 の 状 況	氏 名	生 年 月 日	通常保育を利用している保育所
		年 月 日	保育園
		年 月 日	保育園
		年 月 日	保育園

希 望 日 時	希 望 日	希 望 時 間
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分

〔 一時延長保育の保育料は、申請により減額し、又は免除することができる場合があるので、お申込みの際に御相談ください。 〕

(A4)

第4号様式

休日保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり休日保育の利用を申し込みます。

申請者 (保護者)	住 所	理 由	保護者の
	氏 名		<input type="checkbox"/> 居宅外での就労
	個人番号		<input type="checkbox"/> 居宅内での日常家事以外の就労
	電 話		<input type="checkbox"/> その他()

※ いずれかの□にレを付け、「その他」の場合は()内に理由を記入してください。

希 望 日 時	希 望 日	希 望 時 間(就労等のため保育することができない時間)	
		月 日	時 分 ~
	月 日	時 分 ~	時 分
	月 日	時 分 ~	時 分
	月 日	時 分 ~	時 分
	月 日	時 分 ~	時 分

※ 希望時間は、時 分から 時 分までの間で、保育することができない時間帯を記入してください。

児 童 の 状 況	氏 名 個人番号	生 年 月 日	保育する上で注意を要すること。
		年 月 日	(保育園)
		年 月 日	(保育園)
		年 月 日	(保育園)

※ 区内保育園に在園している場合は、()内に園名を記入してください。

同 居 家 族 の 状 況	氏 名 個人番号	続 柄	年 齢	連 絡 先 ・ 電 話 番 号

※ 児童と同居している家族を全て記入してください。

〔 休日保育の保育料は、申請により減額し、又は免除することができる場合があるので、お申込みの際に御相談ください。 〕

(A4)

第5号様式

年末保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり年末保育の利用を申し込みます。

申請者 (保護者)	住 所	理 由	保護者の
	氏 名		<input type="checkbox"/> 居宅外での就労
	個人番号		<input type="checkbox"/> 居宅内での日常家事以外の就労
	電 話		<input type="checkbox"/> その他()

※ いずれかの□にレを付け、「その他」の場合は()内に理由を記入してください。

保育希望する所	第 1 希 望	第 2 希 望
	保 育 園	保 育 園
希望日時	希 望 日	希 望 時 間 (就労等のため保育することができない時間)
	月 日	時 分 ~ 時 分
	月 日	時 分 ~ 時 分

※ 希望時間は、時 分から 時 分までの間で、保育することができない時間帯を記入してください。

児童の状況	氏 名 個人番号	生 年 月 日	保育する上で注意を要すること。
		年 月 日 (歳)	(保育園)
		年 月 日 (歳)	(保育園)
		年 月 日 (歳)	(保育園)

※ 区内保育園に在園している場合は、()内に園名を記入してください。

※ 年齢は、12月1日現在で記入してください。

同居家族の状況	氏 名 個人番号	続 柄	年 齢	連 絡 先 ・ 電 話 番 号

※ 児童と同居している家族を全て記入してください。

〔 年末保育の保育料は、申請により減額し、又は免除することができる場合があるので、お申込みの際に御相談ください。 〕

(A4)

一時保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり一時保育の利用を申し込みます。

申請者 (保護者)	住 所	理由	保護者の
	氏 名		<input type="checkbox"/> 冠婚葬祭等への出席、ボランティア活動、地域活動等への参加
	個人番号		<input type="checkbox"/> 育児に伴う心理的又は肉体的な負担の軽減
	電 話		<input type="checkbox"/> その他()

※ いずれかの□にレを付け、「その他」の場合は()内に理由を記入してください。

希望する 保育所	保育園		
希望日 時	希望日	希望時間(上記理由のため保育することができない時間)	
	月 日	時 分 ~	時 分
	月 日	時 分 ~	時 分
	月 日	時 分 ~	時 分

※ 希望時間は、時 分から 時 分までの間で、保育することができない時間帯を記入してください。

児童の 状況	氏 名 個人番号	生年月日	保育する上で注意を要すること。
		年 月 日	(保育園)
		年 月 日	(保育園)
		年 月 日	(保育園)

※ 区内保育園に在園している場合は、()内に園名を記入してください。

同居家族の 状況	氏 名 個人番号	続 柄	年 齢	連絡先・電話番号

※ 児童と同居している家族を全て記入してください。

〔 一時保育の保育料は、申請により減額し、又は免除することができる場合があるので、お申込みの際に御相談ください。 〕

緊急一時保育利用申込書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり緊急一時保育の利用を申し込みます。

申請者 〔保護者〕	住 所	理 由	保護者の
	氏 名		<input type="checkbox"/> 死亡又は失踪
	個人番号		<input type="checkbox"/> 出産又は病気
	電 話		<input type="checkbox"/> その他()

※ いずれかの口にレを付け、「その他」の場合は()内に理由を記入してください。

保育する 希望する 所	第 1 希 望		第 2 希 望	
	保 育 園		保 育 園	
希望日時	希 望 日	希 望 時 間(上記理由のため保育することができない時間)		
	月 日から 月 日まで	時 分 ~	時 分	

※ 希望時間は、時 分から 時 分までの間で、保育することができない時間帯を記入してください。

児童の 状 況	氏 名 個人番号	生 年 月 日	保育する上で注意を要すること。
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

同居家族の 状 況	氏 名 個人番号	続 柄	年 齢	連 絡 先 ・ 電 話 番 号

※ 児童と同居している家族を全て記入してください。

〔 緊急一時保育の保育料は、申請により減額し、又は免除することができる場合があるので、お申込みの際に御相談ください。 〕

第8号様式

特別保育の利用申込取下届

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

申請者(保護者) 住 所
氏 名

下記のとおり特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・一時延長保育・休日保育・年末保育・一時保育・緊急一時保育)の利用の申込みを取り下げるので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

特別保育の利用の申込みを取り下げる児童			
氏 名 個人番号	生 年 月 日	希 望 日 時	
	年 月 日	月 日	時 分～ 時 分
	年 月 日	月 日	時 分～ 時 分
	年 月 日	月 日	時 分～ 時 分
	年 月 日	月 日	時 分～ 時 分
	年 月 日	月 日	時 分～ 時 分
特別保育の利用の申込みを取り下げる理由			

(A4)

第9号様式

標準時間保育延長保育利用承認通知書

第 年 月 日
号 日

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり標準時間保育延長保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

標準時間保育延長保育の利用に係る児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
利用に係る保育所名	
標準時間保育延長保育の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
標準時間保育延長保育の利用時間	時 分から 時 分まで

◆ 保護者の方へ

- 標準時間保育延長保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。また、特別保育料については、後日お知らせします。
標準時間保育延長保育の利用期間中であっても、標準時間保育延長保育の利用基準に該当しなくなった場合には、標準時間保育延長保育の利用を解除します。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり標準時間保育延長保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

第10号様式

短時間保育延長保育利用承認通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区福祉事務所長

印

下記のとおり短時間保育延長保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

短時間保育延長保育の利用に係る児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
利用に係る保育所名	
短時間保育延長保育の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
短時間保育延長保育の利用時間	時 分から 時 分まで

◆ 保護者の方へ

- 短時間保育延長保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。また、特別保育料については、後日お知らせします。
短時間保育延長保育の利用期間中であっても、短時間保育延長保育の利用基準に該当しなくなった場合には、短時間保育延長保育の利用を解除します。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり短時間保育延長保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

一時延長保育利用承認通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり一時延長保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

一時延長保育の利用に係る児童の氏名・生年 月 日	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
利用に係る保育所名	
一時延長保育の利用日時	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分

◆ 保護者の方へ

- 一時延長保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり一時延長保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

第12号様式

休日保育利用承認通知書

第 年 月 日
号 日

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり休日保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

休日保育の利用に係る児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)					
	(年 月 日生)					
	(年 月 日生)					
利用に係る保育所名						
休日保育の利用日時	月 日	時 分	～	時 分	時 分	
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	

◆ 保護者の方へ

- 1 休日保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり休日保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

第13号様式

年末保育利用承認通知書

第 年 月 日
号 日

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり年末保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

年末保育の利用に係る児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
利用に係る保育所名				
年末保育の利用日時	月 日	時 分	～	時 分
	月 日	時 分	～	時 分

◆ 保護者の方へ

- 1 年末保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり年末保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

第14号様式

一時保育利用承認通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり一時保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

記

一時保育の利用に係る 児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			
利用に係る 保育所名				
一時保育の利用日時	月 日	時 分	～	時 分
	月 日	時 分	～	時 分
	月 日	時 分	～	時 分
	月 日	時 分	～	時 分

◆ 保護者の方へ

- 一時保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆ 保育所長あて

上記のとおり一時保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。

(A4)

第15号様式

緊急一時保育利用承認通知書			
		第 年 月 日	号 日
様		墨田区福祉事務所長 印	
<p>下記のとおり緊急一時保育の利用を承認したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。</p>			
記			
緊急一時保育の利用に係る児童の氏名・生年月日	(年 月 日生)		
	(年 月 日生)		
	(年 月 日生)		
利用に係る保育所名			
緊急一時保育の利用日時	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	
<p>◆ 保護者の方へ</p> <p>1 緊急一時保育利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに連絡してください。</p> <p>2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			
<p>◆ 保育所長あて</p> <p>上記のとおり緊急一時保育の利用を決定したので、よろしく取り計らいください。</p>			

(A4)

標準時間保育延長保育利用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった延長保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

標準時間保育延長保育の利用申込みに係る児童の氏名
不承認の理由	1 標準時間保育延長保育の利用基準を満たしていないため 2 標準時間保育延長保育の利用基準を満たしているが、定員に比べて申込者数が多く、現在、直ちに延長保育を利用することができないため 3 標準時間保育延長保育の利用基準を満たしているが、現在、欠員がないため 4

不承認の理由が2から までの場合は、今後欠員が生じた場合等のために、標準時間保育延長保育利用申込書を 年 月 日まで有効とします。その間に標準時間保育延長保育利用申込書の内容に変更があったときは、速やかに連絡してください。

※

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第17号様式

短時間保育延長保育利用不承認通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった短時間保育延長保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

短時間保育延長保育の利用申込みに係る児童の氏名	
不承認の理由	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第18号様式

一時延長保育利用不承認通知書

第 年 月 日 号

様

墨田区福祉事務所長 印

年 月 日付けで申込みのあった一時延長保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

一時延長保育の利用申込みに係る児童の氏名						
一時延長保育の利用希望日時	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
	月 日	時 分	～	時 分	時 分	時 分
不承認の理由						

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第19号様式

休日保育利用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった休日保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

休日保育の利用申込みに係る児童の氏名		
希望する保育所名		
休日保育の利用希望日時	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
不承認の理由		

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第20号様式

年末保育利用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった年末保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

年末保育の利用申込みに係る児童の氏名				
希望する保育所名	第 1 希 望		第 2 希 望	
年末保育の利用希望日時	月 日	時 分～	時 分	
	月 日	時 分～	時 分	
不承認の理由				

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第21号様式

一時保育利用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付で申込みのあった一時保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

一時保育の利用申込みに 係る児童の氏名		
希望する保育所名		
一時保育の利用希望日時	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
	月 日	時 分～	時 分
不承認の理由		

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第22号様式

緊急一時保育利用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付で申込みのあった緊急一時保育の利用については、下記の理由により承認しないこととしたので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第7条第5項の規定により通知します。

記

緊急一時保育の利用申込みに係る児童の氏名	
希望する保育所名		
緊急一時保育の利用希望日時	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
不承認の理由		

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第23号様式

特別保育の利用停止申出書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

申請者(保護者) 住 所
氏 名

下記のとおり特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・休日保育・年末保育・緊急一時保育)の利用を停止するよう、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第9条第1項の規定により申し出ます。

記

特別保育の利用の停止を希望する児童			
氏 名 個人番号	生年月日	利用している保育所名	備 考
.....	年 月 日		
.....	年 月 日		
.....	年 月 日		
特別保育の利用の停止を希望する理由			
特別保育の利用の停止を希望する期間			
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分

(A4)

特別保育の利用停止承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長



年 月 日付けで申出のあった特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・休日保育・年末保育・緊急一時保育)の利用の停止について、下記のとおり決定したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

記

1 次のとおり特別保育の利用の停止を承認する。

特別保育の利用を停止する児童			
氏名	生年月日	利用している保育所名	備考
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
特別保育の利用を停止する期間			
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分

2 次のとおり特別保育の利用の停止を承認しない。

特別保育の利用を停止しない理由

※

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

備考 不服申立てに係る教示については、特別保育の利用停止を不承認とする場合に行うものとする。

第25号様式

特別保育の利用解除申出書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

申請者(保護者) 住 所
氏 名

下記のとおり特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・休日保育・年末保育・緊急一時保育)の利用を解除するよう、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第10条第1項第2号の規定により申し出ます。

記

特別保育の利用の解除を希望する児童			
氏名 個人番号	生年月日	利用している保育所名	備 考
.....	年 月 日		
.....	年 月 日		
.....	年 月 日		
特別保育の利用の解除を希望する理由			
特別保育の利用の解除を希望する日			
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分
年 月 日		時 分～	時 分

(A4)

特別保育の利用解除通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長



下記のとおり特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・休日保育・年末保育・緊急一時保育)の利用を解除したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

記

特別保育の利用を解除する児童			
氏名	生年月日	利用している保育所名	備考
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
特別保育の利用の解除決定年月日			
年 月 日			
特別保育の利用の解除日			
年 月 日	時 分	時 分	
年 月 日	時 分	時 分	
年 月 日	時 分	時 分	
年 月 日	時 分	時 分	
特別保育の利用を解除する理由			

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

特別保育料決定・変更通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長



年 月 日付で申込みのあった特別保育(標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・一時延長保育・休日保育・年末保育・一時保育・緊急一時保育)の利用の承認に係る特別保育料を下記のとおり決定したので、墨田区特別保育の利用に関する条例第6条第1項の規定により通知します。

記

特別保育を利用する児童の 氏名・生年月日	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
	(年 月 日生)
保 護 者 氏 名	
利 用 す る 保 育 所 名	
決 定 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日
特 別 保 育 料	(内訳) 円

- 1 特別保育料の納付期限は、標準時間保育延長保育・短時間保育延長保育・一時延長保育については毎月末日、その他の特別保育については納入通知書に記載されている日(納付期限が金融機関又は郵便局の休業日である場合は、その直前の営業日)です。必ず、期限までに金融機関又は郵便局で納付してください。
- 2 一度納付された特別保育料は返還することができないので、納付前に特別保育の実施内容をよく確認してください。
- 3 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

特別保育料減免申請書

年 月 日

墨田区福祉事務所長 あて

申請者(保護者) 住 所
氏 名

下記のとおり特別保育(一時延長保育・休日保育・年末保育・一時保育・緊急一時保育)の利用に係る特別保育料の減額又は免除を受けたいので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第14条第2項の規定により申請します。

記

利用児童の氏名 個人番号 生年月日	利用保育所名	徴収されるべき特別保育料
(年 月 日生)		円 (内訳)
(年 月 日生)		円 (内訳)
(年 月 日生)		円 (内訳)
申 請 理 由		

(A4)

第29号様式

特別保育減免承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

墨田区福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のあった特別保育(一時延長保育・休日保育・年末保育・一時保育・緊急一時保育)の利用に係る特別保育料の減額又は免除については、下記のとおり決定したので、墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則第14条第3項の規定により通知します。

記

1 申請に係る特別保育の内容等

利用児童の氏名	利用保育所名	徴収すべき特別保育料
		円 (内訳)
		円 (内訳)
		円 (内訳)

2 決定の内容

(1) 次のとおり減額・免除する。

減額・免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで
減額・免除後の特別保育料	円 (内訳)
備考	

(2) 減額及び免除をしない。
(理由)

※

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

備考 不服申立てに係る教示については、特別保育料の減免を不承認とする場合に行うものとする。

様方 様	<p>督促状 様</p> <p>年度 特別保育料</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 60%;">月分</td> <td style="width: 40%;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納付指定期限</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 60%;">日</td> </tr> </table> <p>上記の金額が未納になっています。 納付指定期限までに納めてください。 なお、金融機関に払い込んだ場合、区への到着までに2～3週間かかります。 既に納入済のときは、行き違いですので御了承ください。</p> <p>発付日 年 月 日</p> <p>墨田区長 印</p>	月分	円	納付指定期限		年	月	日	<p>■納付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書がある場合 1 東京都指定金融機関(区役所内派出所を含む。) 2 東京都特別区公金収納取扱店(銀行・信用金庫・信用組合) 3 墨田区福祉事務所 ・納付書がない場合 墨田区福祉事務所 <p>※納付書の発行を希望する場合は当事務所に連絡してください。</p> <p>■細注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期限までに特別保育料を納付しない場合は、滞納処分を行うことがあります。 ・お支払の都合が見つからない場合は、納付相談を行うので、連絡してください。 <p>■不服申立て等</p> <p>この督促状に不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この督促状の決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
月分	円								
納付指定期限									
年	月	日							

横 306mm
縦 140mm

第31号様式

(表)

第 号	滞 納 処 分 職 員 証
写 真	職 氏名
	年 月 日生
	年 月 日交付
	墨田区長 印

備考 丸印は、プレス印とする。

横 91mm
縦 64mm

(裏)

- 1 この職員証は、墨田区特別保育の利用に関する条例第4条第1項の規定により徴収する特別保育に係る費用に関し、同条例第10条第2項の規定により滞納処分を実施するときに携帯する。
- 2 この職員証は、滞納処分の関係人から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 この職員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第1号様式

(平18規50・平19規33・平20規34・平21規26・平22規14・平24規18・平25規8・平26規8・平27規62・一部改正)

第2号様式

(平27規62・追加)

第3号様式

(平21規26・追加、平24規18・一部改正、平27規62・旧第1号の2様式繰下・一部改正)

第4号様式

(平18規50・平21規26・平24規18・一部改正、平27規62・旧第2号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第5号様式

(平18規50・平21規26・平24規18・一部改正、平27規62・旧第3号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第6号様式

(平18規50・平19規33・平21規26・平24規18・一部改正、平27規62・旧第4号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第7号様式

(平18規50・平21規26・平24規18・一部改正、平27規62・旧第5号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第8号様式

(平18規50・平21規26・平24規18・一部改正、平27規62・旧第6号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第9号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・一部改正、平27規62・旧第7号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第10号様式

(平27規62・追加、平27規110・一部改正)

第11号様式

(平21規26・追加、平24規18・一部改正、平27規62・旧第7号の2様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第12号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・一部改正、平27規62・旧第8号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第13号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・一部改正、平27規62・旧第9号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第14号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・一部改正、平27規62・旧第10号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第15号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・一部改正、平27規62・旧第11号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第16号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第12号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第17号様式

(平27規62・追加、平27規110・一部改正)

第18号様式

(平21規26・追加、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第12号の2様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第19号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第13号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第20号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第14号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第21号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第15号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第22号様式

(平18規50・全部改正、平24規18・平25規8・平26規8・一部改正、平27規62・旧第16号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第23号様式

(平18規50・平21規26・一部改正、平27規62・旧第17号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第24号様式

(平18規50・全部改正、平21規26・一部改正、平27規62・旧第18号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第25号様式

(平18規50・平21規26・一部改正、平27規62・旧第19号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第26号様式

(平18規50・全部改正、平21規26・一部改正、平27規62・旧第20号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第27号様式

(平18規50・全部改正、平21規26・平24規18・平26規8・一部改正、平27規62・旧第21号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第28号様式

(平18規50・平21規26・一部改正、平27規62・旧第22号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第29号様式

(平18規50・全部改正、平21規26・一部改正、平27規62・旧第23号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第30号様式

(平18規50・追加、平20規34・平24規18・平25規8・一部改正、平27規62・旧第24号様式繰下・一部改正、平27規110・一部改正)

第31号様式

(平20規72・追加、平27規62・旧第25号様式繰下・一部改正)